

第 101 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：令和元年 10 月 11 日（金） 09：55～14：56

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、大橋洋一部会長代理、磯部哲構成員、伊藤正次構成員、勢一智子構成員

〔政府〕 宮地俊明内閣府地方分権改革推進室次長、菅原希内閣府地方分権改革推進室次長、須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官、多田治樹内閣府地方分権改革推進室参事官、橋本憲次郎内閣府地方分権改革推進室参事官、末永洋之内閣府地方分権改革推進室参事官、福田勲内閣府地方分権改革推進室参事官、林弘郷内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

令和元年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案に対する回答内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 38：身体障害者手帳の再発行申請におけるマイナンバー記入の義務付け廃止（内閣府、厚生労働省）>

（高橋部会長）本年度中に関係の省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認の措置を講じた場合について個人番号の記載の省略を可能とするという形でお願いできるということでしょうか。

（厚生労働省）まだスケジュールをきちんと詰めてはいないが、来年 4 月ぐらいに身体障害者福祉法の施行規則の改正が行われるように検討してまいりたい。

（高橋部会長）今年度中に何らかの措置をするため、作業をしていくという方向性でよろしいか。

（厚生労働省）はい。

（高橋部会長）内閣府はいかがか。

（内閣府）厚生労働省の報告について、番号法上も全く異存はない。

（高橋部会長）事務局は、何かつけ加えることはあるか。

（多田参事官）特にない。

（高橋部会長）前向きなお答えをいただき、どうもありがとうございました。引き続き、よろしく願います。

<通番 29：軌道法及び鉄道事業法に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲（国土交通省）>

（高橋部会長）分権の事務移譲に当たって出てくる話として、業務内容の把握やマニュアルのような事務移譲を受ける場合における懸念は、事務移譲の具体的な実施の前に説明等をしていただき、積極的な懸念の解消をしていただくことが普通のやり方である。それでは不十分だという話か。

（国土交通省）本件の場合、国の権限を地方に移すということではなく、知事に任せるか市長に任せるかということだと思なので、例えば、国が今まで行っていた事務をこういうマニュアルでこういうふうにやっていたので引き継ぐというケースとは違うと思っている。我々の立場は、権限を担当するのが県であっても市であっても、国側として、必要な、色々な情報提供などは当然すべきことだと思っている。

（高橋部会長）道路局も同じか。

（国土交通省）同じである。実際の事務を行う政令市に対しては、国の立場としても技術的支援をしっかりやっていきたいと思っている。

（高橋部会長）国から県、県から政令市という話で、必ず出てくる話として、円滑な移譲について配慮されることは、法令所管官庁としての仕事と受けとめているため、そういった形でぜひやっていただきたい。

軌道法について、道路管理者の意見の確認が必要ではない業務もあるということだが、この辺について習熟していないのは都道府県も同じだと思っており、その辺は国の出先機関によく相談しながら事務処理をしていると聞いている。それは政令市の場合でも同じことではないかと思うが、そこはいかがか。

（国土交通省）構造は同じだと思う。

- (高橋部会長) そういう意味では、この懸念については再検討していただき、これが本当に事務移譲を妨げる懸念になっているのかどうかは御検討いただければと思う。
- (国土交通省) 今、アンケートの結果を踏まえ、各政令市でもう一度受けとめを整理されているため、それを踏まえて我々も検討していくということだと思っている。
- (大橋部会長代理) 事務負担というお話が中心に出てきたが、今回の提案が実現すれば、今までやってきた事務を政令市が道路管理と含めて一体的にできるという効率面でのメリットがこの提案のベースにある。、そのようなものをより身近なところに置くことは合理性があるのではないかとということで、我々もこのプラスが心配されるデメリットよりも大きいと考えて、こういった提案になっていると思う。今、政令市の御意見を伺う中で出てきている意見には、そういった側面の意見は出てきていないのか。懸念ばかり出てきているような気がしたので、その点をお聞きしたい。
- (国土交通省) 政令市によってはそこまで違和感はないというスタンスのところもあると我々は認識している。
- 一方で、我々の認識では、新しい業務を知事から引き受けることについて、幾つか懸念を持っていて、ぜひ引き受けますというスタンスに立っていないところ、どちらかという少し消極的なニュアンスを示しているところがある。それは我々がどう判断するかというよりも、知事と市長の関係でどう仕事を分担するかということであるため、そういう意味で、政令市でもよく御検討いただく必要があると思っている。
- (大橋部会長代理) その際に、国は、積極的にいろいろな懸念があれば援助をしますという支援の用意はあるということは、きちんと両当事者にお伝えはしているのか。それがすごく大事な点という気がする。
- (国土交通省) 先ほど部会長から御指摘があった話と同じだと思うが、我々国の立場としては、国の権限ではないため、もし移譲された場合には、県に対して今までやってきたことと同じことを、市に対して行うということに尽きるかと思う。
- 市のほうで心配されており消極的な考えを持っているときに、国から何がなんでも移譲させたいという立場を我々がとっているわけではないため、そこはニュートラルに考えているということ。
- (高橋部会長) だが、市長会は積極的な検討を求めるという見解を表明している。全体的な意向としては移譲の方向に向いているわけで、その中で、一部確かにそういった団体があることは事実としてあるのだろうと思うが、よく分からないという懸念については、どのぐらいの事務量や負担があるのかといったことや、大橋部会長代理が言ったような効率性の話などについて、国交省としても積極的に働きかけていただきたいと思う。
- (国土交通省) 我々は、国として、知事の場合でも市長の場合でも必要な対応をするということは、当然の責務だと思いますので、それはやりたいと思う。
- ただ、今回の権限の移譲に関して、政令市側で消極的な意見や異論がある中で、国がこれまで以上の特別なサポートをすることによって対応するのでぜひ知事ではなく市長が行ってください、という感じではないと思っている。
- (高橋部会長) もう一度聞きたいが、どれだけの懸念があるのか。かなり強い懸念があるのか。
- (国土交通省) 絶対だめな感じだというつもりはもちろんなく、我々の受けとめだが、説明会をやった感触あるいはその後の寄せられている意見の感触では、多くの政令市がまだ不安を持っていると我々は受けとめている。
- (高橋部会長) 事務局、そういう認識なのか。
- (橋本参事官) 国交省と一緒に説明会をさせていただき、私も同席させていただいたが、確かに御報告いただいたような懸念が示されているというのはある。
- 一方で、ある市は、道路に関することについては効率的であるため移譲すべきだということをおっしゃっている。その上で、道路管理者の立場ではない部分について、今までやっていないため専門的な知見がないということで、それは、国交省からも説明があったように、都道府県も同じ立場であるため、同等のことはするというところで御理解いただけるのではないかとこの部分がある。
- 当然ながら、権限移譲であるため、事務量の問題はある。全国知事会に御協力いただき、都道府県にアンケート調査を行っており、例えば権限移譲だと、大体1件当たり、経由事務については300分程度、審査事務であれば400分程度という数字が出ている。それをフィードバックして、今改めて政令市の意向を確認しているという状況であるため、その辺は回答を見てから一緒に考えていきたいと思っている。
- (高橋部会長) その辺のスケジュール感はどうか。もう一度、そういうものを踏まえて、今のよくわからないという懸念について、きちんと説明することが必要だと思うが、そういうスケジュール感はいかがか。
- (国土交通省) 今、政令市でアンケート結果を踏まえて恐らく考えをまとめておられると思う。具体的なスケジ

ルールは私も正確に把握していないが、そこまで遠からずその反応が示されると思うので、それを踏まえて速やかに検討したい。

(高橋部会長) ぜひ両局は速やかに事務局とも連携して作業を進めていただければと思う。我々としては、一括法に間に合うように作業を進めていただきたいと思っている。

最後だが、御懸念の中で、政令市で完結していない場合に都道府県に残るというお話がある。政令市内で完結する路線と政令市をはみ出る路線の2つを持っている事業者であればそういう話になるかもしれないが、完結する路線しかない事業者やはみ出る路線しかない事業者にとってはそちらのほうが効率的なので、そういったこともぜひ御検討いただければと思う。効率性の観点から御懸念をいただいたが、そういった観点もあることを御検討いただきたいと思います。

(国土交通省) この部分については、我々の懸念というよりもそこは何らかの整理が要るかという点であえて書かせていただき、かつ、自治体側で見ても、一部は政令市に落ちたが、政令市に落ちない軌道もあるということになると引き続き県でやることになるため、その辺に違和感がないかということは確認する必要があるかもしれない。

いずれにせよ、これがあるから議論ができないとか、そういった趣旨で書いたものではない。

(高橋部会長) 承知した。

(大橋部会長代理) 先ほどからずっと違和感があるのが、政令市の懸念ということだが、提案募集制度自体が、実際の現場から、非効率だという具体的な支障に基づいて提案が出ているため、それに対しての応答は、具体的な支障があってこの提案は受けられないという形でお答えいただくことが議論のやり方だと思う。この点からすると、マニュアルがないから不安とか、事務量が増えるから不安とかというのは答えになっていない。もう少し具体の問題を事務局と詰めて判断いただくことが必要という気がする。

(国土交通省) 念のためだが、我々がそういったことを言っているわけではない。通常に分権の話と少し違う点として、国の権限を誰か知事や市長に落とすという話ではなく、既に国の権限ではなく知事の権限であるものを引き続き知事に任せるか市長におろすかという議論であり、今回の提案は知事側から出ているため、要するに、知事側は仕事が減る話で、市長のほうは仕事が増える話で、提案元ではない市のほうの受けとめにしっかり配慮しなければ、議論が円滑に進まないのではないかとということで、説明会を行い、意見を聞いている。

その過程で市からそういった懸念が示されたため、そこは、情報として、議論の前提として、しっかり共有された上で議論しなければならないということだと思っている。

(高橋部会長) 繰り返しになるが、市長会は当然政令市の意向も踏まえて、積極的に実現という回答をされている。いろいろな懸念については今日色々議論したので事務局と作業日程などを踏まえて、もう一度丁寧な説明と懸念の解消に努めていただき、提案の実現をする方向で作業を進めていただくことでお願いしたい。

引き続き、事務局とよく調整していただきたい。

<通番 21：特定空家等に対する代執行時の動産の取扱いの明確化（総務省、国土交通省）>

(高橋部会長) 実際に代執行を諦めた市町村がいるということは、何らかの手当てが必要ということだと思っている。先ほどの御説明は、法令解釈を進めた上でガイドラインに示すことが一つの対応であるとの御説明であったと思うところ、一点確認したいのだが、この事務は自治事務でか。

(国土交通省) 自治事務である。

(高橋部会長) そういう意味では、ガイドラインでは技術的な助言に留まってしまう。動産の問題に関する日本の法制度は、財産権についてシビアなため、市町村が安心して代執行を進めるようにするには、ある程度、法令で、自治体の運用を妨げないような形で、できる規定を置くとか、やった場合には手数料を徴収できるとか、そのような形で法令化することも場合によっては考えられるのではないかと。そういうことは考えられないのか。

(国土交通省) 考えられないかと言われれば、方策としてはあると思う。

しかし、先ほど申し上げたように、空家法上の主たる対象物とは、空家そのものであるため、動産に付随したものの保管だけとはならなくて、多分空き家を構成した建材そのものについても何らかの規定を置かざるを得ないと思う。

(高橋部会長) 有価物でなければよいのではないか。

(国土交通省) 有価物かどうかは、そのときの判断になる。

(高橋部会長) 有価物であり、申し立てがあったら引き渡さなければならないものについては、管理することができる、とするのは如何か。

(国土交通省) 管理することができると言っても、河川法では、保管義務を課した後に解除する形となっている。

(高橋部会長) 河川法の規定と空家法の規定を同じくする必要はないと思うが。そもそも立法事実が異なる。

(国土交通省) 河川法では何カ月か保管して、処分することができる形となっている。つまり、その何カ月の間は、保管義務が生じることとなる。

(高橋部会長) 保管した後、引き取り手が現れたら手数料を徴収できると書けばよいのでは。

(国土交通省) 徴収するか、しないかは別として、有価物と思われるもの全てを一旦保管しなくてはいけないことになるのではないかと考える。

(高橋部会長) それを言うと、今の自治体の運用を否定することにならないか。

(国土交通省) だから、法律を規定する過程で本当にどうなるかはよく考えなければならないのではないかと我々は考えており、そうすると、今の運用を是としながら、さらに訴訟リスクを低くする方法を考えていくことになる、ガイドラインで留意事項や、こういったやり方をすると訴訟リスクは低くなるということを促せるのではないかと考えている。

(高橋部会長) 法治国家であるため、訴訟リスクだけを考えて立法をするというのは、筋が違うのでは。

(国土交通省) 訴訟リスクだけを考えているわけではない。

(高橋部会長) しかしながら、訴訟リスクと明確におっしゃった。

(国土交通省) それは、前回、訴訟リスクがあると市町村としては、なかなか踏み切れないというお話があったため、それを念頭にお話しただけ。訴訟リスクだけを考えて立法するという議論をしているわけではない。

(高橋部会長) 動産の管理については、しっかりとしたルールが必要で、ルールがないと付随的に訴訟リスクがあるため市町村は支障に感じると思う。具体的な支障は訴訟リスクだと思うが、その前提として、動産の管理について明確なルールがないのは、憲法上の権利の処理としてはどうか。厳しいことを規定すると運用が進まなくなってしまうため、そこは内閣法制局というか、その前段階として、研究会なりを立ち上げていただいて議論していただくというお願いは当然させていただきたいと思う。本格的な措置にはいろいろ慎重な検討が要するため、とりあえずガイドラインで対応して頂く。その背景にはこんな問題があって、当面、国交省としては、これが現実的な対応で、問題がない対応だと思うというものを示していただくことは、とりあえずの対応としてはお願いしたい。その上で、もう少し根本的な問題も、長くかかるなら長くかかるでも、御検討いただいたほうがいいのかなどは個人的に思うが、そこはいかがでしょうか。

(国土交通省) 空き家法は、もともと、とにかく取り急ぎの対策をした法律であるため、そういう意味では、見直しをすべき時期にだんだん来ていると思う。その中で、どういう見直しをするのがいいのかということはいろいろと検討しなくてはいけないと思う。この件を明確に取り上げるかどうかわからないが、幅広い検討の視点として、このような議論があって、それについてどうするのかということも含めて、有識者の意見を聞きたいと思う。

(大橋部会長代理) 空家の代執行については、法律があって、その業務の中で当然に動産の問題が出てくるのであれば、この法律との関係において付随的というのは、私はおかしいと思う。

この件は、保管ということがずっとベースに出てきたけれども、結局、売却したり廃棄したりしていることが圧倒的に多いという結果であった。売却や廃棄についての安心感、安定感が制度上ないということが、一番の問題であると思う。

御説明があったように、代執行が行われるような家屋とは、相当有害性というか、外部不経済性があり、使用されていない状態であるため、その中の動産は財産価値という点では、かなり低減されていて、むしろマイナス面が多い。この動産については、保管というより、売却や処分をやってしかるべきという事例がかなり多く、市町村は、事実行為として売却や廃棄をしている現状があるように思う。

ここで求めているのは、それを事実上のものにとどめるのではなくて、処分や廃棄をしていただいて差し支えない、とのメッセージを最低限出してもらうことが大事で、それは最低限ガイドラインでは当然記載すべきであるし、根拠規定を置くことで制度的な安心感につながるのではないかとということである。

(国土交通省) 我々も市町村とにかく運用いただくことが大事だと思っている。今の運用を是として、なおかつ、市町村が安心して運用できるように、弁護士や大学の有識者の方に相談した上で、どこまで書けるか検討

させていただきたい。

(大橋部会長代理) 実際に、売却して相殺したり、廃棄したりということをして既にやっている。そこは、適法だという前提のもとで行われているのだと思う。

それを安心して売却や廃棄をしている自治体と、不安を抱えながらやっている市町村があって、その不安を抱えている市町村から、この制度の運用について提案が出てきている。今までできていること、これは適法に捨てているということであれば、これは適法に捨てられますというメッセージを主管官庁から出していただき、今日ご説明のあった内容がまさにベースにあってそういうことができているわけですから、そのところを明確にすることが重要である。今まで、丁寧さが欠けていたところがあるので、補充していただきたいという趣旨の提案であるため、私はそれをやるということは、何ら国交省にも市町村にもデメリットはなく、むしろ円滑な法運用という点からすれば、やるべきことではないかと思う。

(国土交通省) 先ほど申し上げたように、今、行っている運用を是として、それでなおかつ市町村の方がより安心してやっていただけるような方向でガイドラインを出したいと考えており、考えの方向は同じだと思っている。どういった書きぶりにするかというのは、専門家の方のお知恵もいただきながら検討したいと思うので、そこはちょっとお時間をいただきたい。

(大橋部会長代理) 法律は、これを置かないとできないという創設規定ばかりではなくて、安心して運用できるという面での確認的な規定を置くことも一つの政策としてあり得る。その点も含めて御検討いただきたい。

(国土交通省) 確認的な規定について、あまりイメージができないが。法律の見直しの議論は、当然いずれかの時点でやらなければならないため、様々な視点をもって有識者の方に御議論いただく。あるいは御意見をいただきながら、どこを補充すれば良いのか、今後、考えたいと思う。

(大橋部会長代理) 確認的と申し上げたのは、今、それは適法にできるという前提で行っていることを、このような形でやることはできますということをも文化して、安心してもらうという趣旨である。

(高橋部会長) 我々も空家等対策の推進に関する特別措置法を専門領域にしているので行政法学者からそういう意見があるということも踏まえ、御検討いただければ有り難い。

事務局とよく相談して、閣議決定の方向等も進めていただければ有り難い。

<通番 19：所有者不明空家に対する財産管理人選任申立権の地方公共団体への付与（総務省、法務省、国土交通省）>

(高橋部会長) 内部的な検討の結果、断念した自治体があるということなので、今までも周知されていたことのことだが、周知の仕方というか、法律で明文化することも含めて、きちんとそのような実務を定着させるためにどうしたらいいのかということについての検討が必要だと思う。そのような考えでよろしいか。

(国土交通省) 事例の周知をしてきたものの、実際に申立てをしていけば認められていた事例であったにもかかわらず申立てを断念したというケースもあるようなので、我々もそれは反省をしている。したがって、周知の方法も検討した上で、事例集を充実させるという方向で考えていきたいと思う。

(高橋部会長) 大変有り難い。法務省にお聞きしたいのだが、具体的な判断は家庭裁判所の判断だということではあるが、債権も有しておらずかつ特定空家でもない空家であっても柔軟に申立てが認められるという法解釈が実務でなされているという認識でよろしいか。

(法務省) 1次回答から申し上げているが、我々は、事案に応じて適切に判断がされていると理解しており、今回、事例を調査し、さまざまな事例において申立てが認められているという、当然それぞれの事案に応じてということではあるが、そういう実態についても明らかになった。事例集を作成し、事例を周知していくことは非常に有意義だと思っており、裁判官が判断する際にも、そのような事例集があることを踏まえ、それを証拠として出せば、判断がより適切になるかと思うので、その意味でいいことだと思っている。

(大橋部会長代理) 例えば、ガイドライン等でこのような事例があったということを知りいただくことによって、現状、事前に自制してしまって申立てに至っていない事例について、そのような残念な結果にならないようにするという手当ては必要だと思う。だが、その際、具体的な事例の周知ということはあるのだが、もう少し総論的なところに触れていただかないと対応できないのではないかという気がする。具体的に申し上げますと、債権がなくても認められることがあることや、特定空家などの法律上の要件に該当しな

くても利用できることなど、市町村は、「空家等の対策の推進に関する特別措置法」に示されているように、空家問題について一番住民に身近な権限を与えられている主体なので、そのような主体が空家問題に取り組む際には、利害関係人としての立場を認められることは十分に考えられる。こうした理念があって、その前提の下に具体例を周知しないと、具体例の比較の中だけでやるというのはちょっと違うのではないかという気がするので、そのあたりまで含めて周知をお願いしたい。

(国土交通省) 大変参考になる御指摘をいただき、感謝申し上げます。事例を拡充することは大事だが、どのようなケースで認められているのか分析をしないといけないと思う。ケースをきちんと整理をした上で、ご指摘のように、このような事例でも当然申立てをすることができ、認められた事例もあるということに記載し、申立てをしようとする方向に誘導してはいけないですけれども、そういう方向での検討に資するような事例集ガイドラインの作成を検討したいと思う。

(大橋部会長代理) 技術的な形式で、どのくらい傾いていたら認められるとか、そんな分析をし出すと論点がずれてしまう。放置できない空家問題があって、その対策に関する法律上の権限を持った主体としての市町村について規範的な評価をする際にベースになる視点は、債権の有無には左右されないし、特定空家に限定されるものでもない。現行法の考え方からすると、市町村はそれにふさわしい主体として認知されるようになってきているということがあって、その上でこのような空家については申立てが認められているという形で示していただかなければ、広がらないのではないかという気がする。

(国土交通省) 決して技術的に走るわけではなく、ご指摘のように、特定空家に該当しなくても認められているケースがあるという、程度の分析や分類をした上で、示していこうと思う。その点については工夫する。

(高橋部会長) 大橋部会長代理のご指摘と関連するのだが、公法・私法の二分論については宝塚判決という有名なものがある。行政の固有の責務については法律上の争訟関係ではないという明確な最高裁判決があることから、利害関係というと、我々は私法上の利害関係を想起する。一方、民法第25条などには検察官の請求などに関する規定もあって、そういう意味では、私法的なところに限定されないような利害関係の書きぶりになっているわけで、家庭裁判所の判断も市町村の責務というものも利害関係の中に読み込んでいると思う。そこまで明確に記載するかどうかは別にして、民法には私法的なところに限定されないような利害関係の書きぶりがある一方で、私法上の利害関係のような部分があるということも踏まえて、それが明示されるような形で地方公共団体の職員にわかりやすく御説明いただければありがたいと思う。

(国土交通省) 民法の観点からの議論ということになると、法務省と相談しなければいけないので、またよく相談し、整理をしたい。

(高橋部会長) 検察官の請求というものがあるという認識に誤りはなかったか。

(法務省) 制度として、検察官の請求というものはある。今、大橋部会長代理からご指摘いただいたように、きちんと申立てを行う地方公共団体にとって事例集が、申立ての判断の参考になり、有益なものとなるように、その書きぶりについては国交省と一緒に考えていきたい。

(高橋部会長) 実のあるガイドラインになるように、事例集の作成をよろしくお願いしたい。

<通番8：放課後等デイサービスの利用対象を専修学校に通う児童まで拡大する見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) スケジュールについて説明いただいたので、事務局に確認だが、説明のスケジュールで有識者会議に間に合うか。

(末永参事官) 有識者会議は例年11月に予定されており、調査結果が11月上旬ということだと、対応方針を検討して有識者会議で了解いただくというスケジュールは難しいかと思う。

(高橋部会長) 11月上旬というのは、ぎりぎりの線ということか。

(厚生労働省) かなり多くの調査対象に調査票を配っているので、どの程度期限までに回答いただけるかどうかは今の時点ではわからないため、回収に手間取るようだと、スケジュールが遅れ気味になっていく可能性はある。

(高橋部会長) あまり急いでもってなかなか難しいところだとは思いますが、現時点ではまだ回収できていないのか。

(厚生労働省) 回答期限を今月の17日までとしているため、今、記入いただいている最中かと思う。

(高橋部会長) 苦言を呈するが、これはフォローアップ案件である。提案募集検討専門部会のフォローアップが12月末までをお願いする話になっているのに、このスケジュールでは了解できないのだが、やむを得ないスケジュールなのか。

(厚生労働省) 現在、放課後等デイサービスは障害児の福祉サービスの中でかなり大きな比重を占めており、次の報酬改定においても放課後等デイサービスをどうするかというところが一つの大きな論点になると思っている。そのため、かなり大がかりな調査を今回実施している。

この調査を進めるにあたり、調査票の検討委員会を設け、有識者で議論いただいたのだが、調査票の作り方をめぐり我々の想定以上に有識者の方々から多くの意見をいただき、その調整に少し手間取ったことでスケジュールが予定よりも少し遅れ気味になっている。

我々としても分権のスケジュールを念頭に置きながらやってきたつもりだが、申しわけないが、結果的に遅れ気味という状況である。

(大橋部会長代理) そうは言っても、これはフォローアップ案件であり、有識者会議に返事をするためにも、ある程度回答が出てきたところで、中間報告のようなもので結構だが、大筋の方向性を示すことはできないか。悉皆的に、最後の1人の回答が出てくるまで待つて分析するという調査研究委託のようなものではないのか。調査の回答が出てくる中でスケジュールが固まってくるような話だったが、そのところは何か工夫する余地はないのか。

(厚生労働省) 全部の回答をいただけるとは思っておらず、ある程度の回収率で見切らざるを得ないだろうと思っている。11月上旬を目途にこの調査についての中間報告をもらい、急いで検討するというスケジュール感で今は考えている。

(高橋部会長) 先ほど発言いただいたが、放課後等デイサービスが今度の報酬改定で極めて大きな検討課題であり、この問題に真剣に取り組まなければいけないということが厚生労働省の認識としてあるということによろしいか。

(厚生労働省) 専修学校・各種学校などの在籍児童の問題も一つの論点だが、前回の平成30年の報酬改定の際に、放課後等デイサービスに通っている子ども達の障害の重さに応じて事業所を2つのグループに分け、報酬のメリハリをつけるということをやリ、それをめぐっても様々議論があった。また、今後、放課後等デイサービスの提供するサービスそのものについて、どのようなサービス提供体制を整えていることに対する評価を重点的に行うべきか、実態を十分に踏まえたうえで改めて検討する必要があるということでの調査である。

(高橋部会長) 放課後等デイサービスの充実という方向の話ではないのか。

(厚生労働省) これからまだ伸ばしていかなければならない部分もあると思うし、逆に、サービスの内容が不適當なところに対してそれを是正していただくようなことも考えなければならないと思うし、まさにメリハリということだと思う。

(高橋部会長) 充実・強化という方向は出せないのか。

(厚生労働省) トータルとして障害者・障害児に対するサービスが伸びているという面では、充実の方向なのだろうと思うが、しかし、どのような中身のものも皆報酬を引上げるというわけには報酬改定の中ではないが、その点については一定の検討をしたうえで考えなければならないだろうと思う。

(高橋部会長) 細かな制度設計は厚生労働省の専門的なところでの判断だと思う。しかし、提案団体としては、放課後等デイサービスの現状から言って、少しでも伸ばしてほしいと。不要不急のところは、重点投資、メリハリをつけると言われたが、それはやむを得ないとしても、全体として充実の方向という話もあると思うので、そういう方向で酌み取ってやっていただけるといふぐらいは出せないのか。これを実現するというのではなく、そういう方向の中でこれも検討するといふようなことは言えないのか。

(厚生労働省) どういう方向性を持って検討するか、報酬改定そのものの議論はこれから始まる議論であるため、立入ったことを先に申し上げることは控えたいと思う。

(高橋部会長) そういふことだと、有識者会議に対する責任という点から、11月上旬以降、お付き合いいただくことは可能か。

(厚生労働省) 調査の進み方がどのようになるかといふことは、十分に今の時点で見通しを申し上げられない。

(高橋部会長) しかし、11月上旬に中間報告なのであり、それを踏まえたうえで、何れかの時点で、その中間報告を踏まえた認識を示していただくといふことでお願いしたい。

(厚生労働省) 我々としても、分権のスケジュールにできる限りの範囲で協力したいと思う。

(大橋部会長代理) 様々な検討の内容が専門的にはあるのかもしれないが、今、利用対象の拡大がないために実際に通えていない子どもがいるという支障が具体的に出てきている。したがって、それを上回るような、拡大に伴う新たな支障がアンケートの中で出てこないのであれば、拡充の方向に進むという方向性について、調査結果を基に示していただくということが、次のヒアリングではポイントになるかと思うが、その方向感はいかがか。

(厚生労働省) 支障がないような調査結果が得られるようであれば早く判断がつくだろうと思うし、その点については調査結果を見てできるだけ早く判断したいと思う。

(高橋部会長) 事務局、スケジュールについていかがか。

(末永参事官) 分権のスケジュールに配慮したうえで協力いただけるということだったので、調査結果を早めることはなかなか今の段階では難しいのかもしれないが、その後の検討を少し前倒しするとか、そういったことを事務レベルで調整させていただき、できる限り今年に対応方針のスケジュールに乗るようにやらせていただきたい。

(高橋部会長) 引き続き事務局とよく相談していただき、よろしく願います。

<通番 35：生活保護費返還金等のコンビニ納付を可能とする見直し（厚生労働省）>

(高橋部会長) 生活保護法第 63 条、第 78 条については、地方分権一括法になるのか。

(厚生労働省) 前回のヒアリングで、法律改正を行う場合、一括法にのせていただければありがたいと申し上げたと記憶している。

(高橋部会長) 承知した。

まず、立法事実だが、戻入れ金、自治体のこの種の戻入れ、これの納付における割合はすごく高いと、事実としてあると思う。そういう意味では立法事実はあるのではないか。必要とする自治体で、多くの案件が発生している中で、民法第 703 条の比率が非常に多い。そういう意味では、ここに手をつけることの必要性はあるのではないか。

(厚生労働省) 私から述べたのは、ニーズというよりは法制的な整理が必要だということを法制局から言われているので、法律にする際に、全体ではなくて生活保護法に起因する不当利得のみ生活保護法の中で規定する理由は、きちんと法制的に詰める必要があると言われている。

(高橋部会長) 立法事実の話ではなくて、法制的な仕切りという話か。

(厚生労働省) そうである。

(高橋部会長) 承知した。

これは、法制的な仕切りでいうと、生活保護法の第 80 条にわざわざ不当利得についての返還免除規定を設けているということは、生活保護自体が生活保護に係る不当利得について既に特別な規定を設けているのではないか。そこは法制的な仕切りは済んでいるように私は思うのだが。

(厚生労働省) そこも含めて、まだこれについては法制的な整理はできていないので、私のほうから、法制的に大丈夫だと、もう仕切りがついていると言えるような状況に今はない。

(大橋部会長代理) ぜひそこは仕切りをつけていただきたい。宿題があることはわかっているが、宿題に対しての答えもかなり見えている気はする。

例えば、生活保護法第 80 条の規定だが、この規定は返還義務の根拠規定ではない。根拠規定はあくまでも民法第 703 条で、第 703 条で発生した不当利得を特別にこういう場合には免除できるということを、特別に生活保護法のレベル、個別条文で手当てをしている規定である。このような規定はほかのところを見てもない。これに起因するような不当利得関係のところ、今回、お願いできないかという話で、しかも、今、部会長がおっしゃったように、自治体に聞いてみたところ、件数で見ると半数近くを民法第 703 条や生活保護法第 80 条関係のものが占めていて、しかもその件数の大半は金額の面から見ると非常に細かいものであり、要するに煩雑である。これだけ煩雑なことを、今、市町村がやられていることについて、コンビニという、いろいろなどころでできている社会資本を使えば、そこのところが非常に縮減でき、働き方改革にも資するというメリットが示されている。提案が執行を担うところから出てきているということからすると、一般論でやるのではなくて、生活保護の領域で、しかも、今、生活保護法第 80 条というものが置かれていて、ほかの社会福祉給付にはないような特別事情があって、執行上の特別な状況があるということだとすれば、手当てとして、許容規定を

1条置くというのは、どんどん進めて検討していただければいいのではないかと思うが、何か支障があるのか。
(厚生労働省) 我々としては、そういうことができないか法制局には相談させてもらっている最中であるので、ニーズは別として、法制的にきちんと整理ができるか法制局から投げかけられているので、総務省や内閣法制局とも相談しながら、できることはやっていきたいと思っている。

(大橋部会長代理) 私も、今、それに協力しようと整理する形でお話ししたわけで、そういうことを盛り込んでお答えされれば、特別な事情が必要なのだとおっしゃった点については説明できるのではないかと考えたのだが。

(厚生労働省) ここで私が大丈夫ですとか、そういうことはなかなか言えないような状況なので。

(高橋部会長) 済みません。この生活保護法第80条の規定を具体的に示されながら、不当利得について生活保護法が特別な手当を置いているという説明は、法制局に既にされているのか。

(厚生労働省) 全体は当然示してやっているが、法制局でも、きちんと我々もさらに詰めて、宿題ももらっている中で返して、まだ何度も恐らく法制的とはやりとりをしなければいけないと思っているので、そういうところも踏まえて、どこまでできるか。努力はしたいと思うが、今の時点で大丈夫ですとは、繰り返したが、なかなか申し上げられないような状況である。

(高橋部会長) でも、法制的な話なので、インテンシブに詰めれば結論が出ると思うので、いつぐらいになったら大体その結論が出るのか。

(厚生労働省) そこは相手のある話なので。こちらもほかにさまざまな案件を抱えているので、努力したいと思うが。

(高橋部会長) ほかに御局にいろいろ改正法案があると。

(厚生労働省) 訴訟もいろいろ抱えているので、国会対応もさまざまにあるのでということである。

(高橋部会長) 承知した。

ただ、我々としては、お尻が12月の閣議決定というのはあるので、11月末ぐらいが大体方向性が出るころだと思うが、2カ月近くあるので、ぜひその間にインテンシブに調整していただければと思う。

(厚生労働省) 当然スケジュール的なことは法制局にも総務省にも申し上げながら相談するので、そこは一定の役人としてやるべきことはやっていきたいと思う。

(高橋部会長) 私は、東京都の不服審査をやっている、生活保護案件の審査もしているが、補足性の原理からいってこの不当利得は収入に近いのではないか。この不当利得金は、収入に近い性格なのではないか。

(厚生労働省) 生活保護を受けている方にとっては、そこは個別事情を見てみないと。

(高橋部会長) 実際上は収入と同じ意味として生活保護者は受けとっているし、国としても出し過ぎている。そういう意味では、収入に近い。要するに、法律上は確かに不当利得金だと思うのだが、収入に近い性格上のお金だと私は思う。

厚生労働省は、それはちゃんと取れ、かなり厳しく取れと、私は法定受託事務の中で事務処理基準でも言われていて、いろいろな案件について生活保護の不服申立てについては厳しくやらざるを得ない立場にあるので、不当利得金であっても、そこはそういうお金だということなのではないか。

(厚生労働省) 今日、ここはそういう議論をする場なのか。

(高橋部会長) 法制的にそういうことをちゃんと考えろと、内閣法制局に言われているのだったら、そういう観点もあるのではないかと、私の個人的な見解として申し上げた。

(厚生労働省) 先ほど、要するに、今、法制局と議論の途中段階であることを申し上げたわけなので、これを断るとか、そういう話ではないということである。

(高橋部会長) だから、そういうことも法制局との話し合いの中で頭に入れてお願いしたいという個人的なお願いである。

(厚生労働省) それも踏まえて、法制局とも法制的な議論をしていきたいと思う。

(磯部構成員) 私も神奈川県行政不服審査会でたくさんやっているとか、そういう話ではなくて、いつも本当に厚生労働省のいろいろな基準を見ながらいろいろやっています。きちんと自治体は頑張っていると思うし、そんなにこれは難しいものではないのではないかと。今、お話にあったように、生活保護法第80条があるので、ほとんど大きなところは決着がついていて、あとはどうやって現場の人たちが返還を促しやすくするか、当事者、受給者の人が返還しやすくするかということなのではないかなと思うので、どちらにとってもメリットがあるという、いい改正になるはずだという方向で、ぜひ法制局との今後のやりとりを頑張ってください。

たい。

(厚生労働省) 今日の議論も踏まえて、きちんと法制的な詰めをやっていきたいと思う。

(高橋部会長) 確かに法制局があることなので、時間をかけてというところも困るのだが、我々のスケジュールも踏まえながら、引き続き事務局とよく調整していただいでぜひ御検討いただければと思う。

<通番 33：放置自転車等の撤去及び保管費の徴収・収納事務の私人委託（内閣府、総務省）>

内閣府及び総務省から以下のとおり説明があった。

(内閣府) 本日は、検討結果と地方公共団体への周知に関して説明させていただく。

検討結果については、提案内容について総務省に協力いただき検討した結果、当該費用は地方自治法第227条に規定する手数料として整理することができ、地方自治法施行令第158条第1項に基づき私人にその徴収又は収納の事務を委託することは可能であるという結論に至った。

検討結果の地方公共団体への周知については、周知する具体的な内容及び方法を含めて、地方公共団体にとって分かりやすいものとなるよう現在検討中であり、年度内を目途に行ってまいりたい。

(総務省) 総務省としては、1次回答のとおりであるが、手数料としての整理について、内閣府から事前に協議を受け、内容を確認させていただいている。その内容について特段意見はなく、また、内閣府が地方公共団体に通知する際にも相談いただければ、協力してまいりたい。

関係府省から提案に対する回答に係る説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは以下のとおり。

(高橋部会長) きちんと整理していただいで、法解釈上は明確になったと思うので、問題は周知の仕方だと考える。内部的に疑義が出てしまった団体もあるので、分かりやすく見やすく、どのような形で周知できるか、ぜひ事務局、総務省と相談の上、今後そのような疑義が出ない形での周知徹底をお願いしたい。そのような形でお願いでできるか。

(内閣府) 承知した。

(大橋部会長代理) 確認であるが、地方自治法第227条に規定する手数料として位置付けるとは、地方自治法施行令第158条第1項第2号の手数料にもあわせて位置付けるという整理でよろしいか。

(内閣府) 然り。

(高橋部会長) では、そのような方向で、よく事務局、総務省と調整の上、周知徹底を図っていただきたい。

<通番 36：公営住宅の明け渡し請求後に生じる損害賠償金の徴収・収納事務を私人へ委託可能とする見直し（総務省、国土交通省）>

(高橋部会長) 整理によって、大分判然としてきたが、まず、損害賠償金の決定等は、決定額の通知、請求書や督促状の作成、封入、送付、手交はできるということか。

(国土交通省) まず損害賠償額の決定を地方公共団体側で行い、一緒に、その名義で発生している損害賠償金の通知を作成する。

(高橋部会長) 公印はいかがか。

(国土交通省) 公印はつく場合とつかない場合がある。

(高橋部会長) 要らない場合もあるのか。

(国土交通省) そこは地方公共団体によって違い、事務の効率化で公印省略をやっているケースも現実にはあると思う。ついている場合とついていない場合と両方あるが、公印がつく場合にはつくところまで地方公共団体でやっていただいで。それを外部の受託者の方に渡して、ほかの書類を受託者で作成させ、同封して送付させるということになるかと思う。

(高橋部会長) 督促状も同様か。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) 誓約書の宛先となることについても委託できないが、誓約書の收受は可能か。

(国土交通省) 然り。

(高橋部会長) この辺りの細かな紛れがない部分について、もう少し説明していただいたほうが実務上やりやすくなる。

(国土交通省) 承知した。指摘も含めて、もう少し細かく整理をする。

(高橋部会長) 流れ図みたいなものをイメージしていただきたい。

(国土交通省) フローチャートみたいなものを考えている。

(高橋部会長) フローチャートの作成により、こういう場合はこのようにしてと、自治体の職員の紛れがないようにしていただき、それで支障は解消するという考えか。

(国土交通省) そのように提案団体が言っていると、事務局からは聞いているが。

(高橋部会長) 事務局はそれで納得しているか。

(橋本参事官) 提案団体には、こういう整理ができれば今まで以上にある程度自由にできる部分、効率的にできる部分があるのではないかと聞いている。

(高橋部会長) では、さらに紛れがない形で整理していただきたい。

(国土交通省) 承知した。

(大橋部会長代理) 総務省にお聞きしたいが、資料の表に整理いただいた、公営住宅の賠償金などは割と代表的な行政事務だが、このような整理であれば、地方自治法の243条が条文だけ見るとかなり厳格な規定に見えるのだが地方自治法第243条の趣旨という観点から見ても、今回国土交通省が整理した私人に委託可能という整理は許容されるという理解でよろしいか。地方自治法の理解としてだが。

(総務省) 地方自治法は一般法ということで、それに基づいて一定の収入についての規律はあるが、公営住宅法という個別法令に基づく公金の徴収ということであり、それについては、委託の範囲について各個別法令において決めていただくことが適当である。今般、国土交通省で判断されたことについて、総務省も事前に協議を受けて内容を確認しているが、特段意見はない。

(高橋部会長) 周知の仕方については事務局と総務省とよく相談していただき、紛れがない形でお願いしたい。その点はいかがか。

(国土交通省) 周知の仕方については関係の省庁とよく相談させていただき、実効性が上がるようにやっていきたい。

(高橋部会長) 年内ぐらいか。

(国土交通省) 本日時点の資料に載っている事務は、もともと提案団体から示された事務の流れでどういう整理になるかという話で整理をした。実際に通知を出すに当たっては、御指摘があったように、これだけでよいか、その辺りの検討もした上で可能であれば年度内ぐらいに周知できればとは思っている。

(高橋部会長) では、年度内をお願いします。

公印がある場合には自治体でそこまでやらなければいけないという話もあるので、より支障があるということが具体的になる場合には、改めて検討いただきたいと思うが、そこはいかがか。

(国土交通省) 今回一旦整理したが、それからまた別の団体にも聞いて整理を進めるが、さらに支障が出る、それが公権力や行政がどうしてもする必要があるものとの整理でまだ余地があるということであれば、またそのときに見直したいと思う。

(高橋部会長) 承知した。

では、引き続き事務局とよく相談していただき、閣議決定まで作業を進めていただければ有り難い。引き続きお願いします。

<通番31：普通地方公共団体の支出方法に災害時の立替払を加える見直し（総務省）>

(伊藤構成員) 資金前渡から運用を広げてということであるが、具体的にどういうイメージを想定されているのか。

(総務省) 資金前渡の制度は、地方自治法第232条の5、それから、それに基づいて地方自治法施行令第161条に列挙されているとおり、原則の考え方は、債権者と債権金額が未確定であって履行期が到来していないような場合に、職員等に現金を交付して、交付を受けた経費の目的に従って支出に充てるという制度である。

要は、直ちに現金払いをしなければ事務取扱に不便、または支障を来すような場合に対応する制度であるが、資金前渡が認められている経費というのが地方自治法施行令第161条の1号から17号まで列挙されている。こう

いう資金前渡が認められている経費で必要、やむを得ないものについては、仮に債権金額や債権者が確定しているとしても、資金前渡による旅費の精算払いのように、あるいは地方自治法施行令第161条16号の被疑者の護送経費のように、資金前渡の方法による支出をする場合、運用解釈を広げて認めているところである。

災害によって通常的手段で支払いの実施ができない、事前の資金前渡がたまたま出されていない、準備できないという場合に、緊急的に職員が支払っておく必要がある場合に、この資金前渡により対応することについての整理を進めているところである。

具体的には使用可能対象とか金額について、例えば所属長の事前承諾が必要なのではないかと、そういったようなことの助言を検討したいと考えており、一部の自治体の御意見なども聴取しながら、課題を整理しているところである。

(伊藤構成員) 今、事前の承認について言及されたが、それはやはり資金前渡の場合にはどうしても必要な手続と理解してよいか。

(総務省) 完全にどこのコントロールもなくお金が支出をされているということについて、そこは公金のコンプライアンスというのか、コントロールの観点から、何らかの本人以外の確認、チェックは必要なのではないかと考えるところであり、ここをよく各自治体とも意見を聞いてみたいと思っている。

(大橋部会長代理) これは現在の支出の方法が6つぐらいに限定されていることの窮屈なことへの対応であり、しかも、この場合には支出するという結論は絶対にやらしてもらわなければいけないということなので、その間の形式をどうそろえるかということの知恵の出し方の問題である。逆に言うと、今まで資金前渡という制度がありながら、これによるということをしてこなかったというか、列挙の中にこういうものを挙げてこなかったというのは、どういう障害があったのか、本当に資金前渡というやり方で今回のような災害への対応ができるのか。

例えば概括的に経費を交付するというのが十分に足りるような形で設定できるのか、休日などで金融機関が対応できないのではないかと、配賦に時間を要するとか、そういう手続上の問題が出てくるのだとすると、これはすごく緊急を要する場での活用が求められているものなので、これを使うとしても、従前の資金前渡とは違う側面があると思われるが、そこの工夫を教えてください。

(総務省) まさにこの地方自治法施行令第161条1項の12号で、非常災害のため即時支払いを必要とする経費については資金前渡ということで明示的に制度化されている。例えば金融機関がダウンしているとか、システムもダウンしていることから、この資金前渡のお金がたまたま手元になかったケースだと理解をしているが、もとより非常災害の場合にこういう制度を明示的に認めているということについての運用上の整理なので、そこは問題ないかと思っている。

(大橋部会長代理) その中にあるのだったら、なおさら、これが従前使えていなかったことの原因を洗いざらい出して使えるようにしないといけないので、資金前渡でどうぞというだけだと回答には道半ばかなと思う。

(総務省) どのようなことについて運用上の取り扱いについて留意する必要があるのかについて、そこは当然お知らせしていく必要があると考えている。

(高橋部会長) いみじくも言及いただいた現金が災害によって振り出せない、でも、現場で職員が何らかの物品を調達したい場合に、どういうふうに資金前渡の方向でクリアできるのか。

(総務省) この資金前渡というのは、あくまで前渡職員との関係で支出をするということであり、実際に災害現場に行く職員については、そこで具体の支払いは行われる。これは旅費の精算払いの場合とも同じで、旅費などでも多くの方が。

(高橋部会長) だから、現金を持っていないのではないかと。

(総務省) 然り。

(高橋部会長) 被災している段階では、資金前渡の資金は持っていないという理解でよいか。

(総務省) おっしゃるとおりで、例えば当座のお金ということで当該職員が立て替えて支払いをされているということを想定されての御提案だと思っている。

(高橋部会長) そこは資金前渡でクリアできるのか。

(総務省) 当然、自治体としても手元にお金がないわけなので、実際に災害に行く現場の職員がその分を私費で立て替えていると。それを最終的に前渡職員にまとめて、いわば事後的な資金前渡ということになる。いわば精算払いみたいな形である。

(高橋部会長) その分についてはちゃんと事前に電話か何かでチェックするということか。

(総務省) そこは必要なのではないかと考えている。

(高橋部会長) それは当然だと思う。このぐらいのものを買いたいが、よろしいかというチェックを組織的にしてもらおうということだな。それがないと確かに現金管理が問題だと思う。

その辺について法制的にどうするかというのは、方向性はあってもどのレベルで対応が要るかというところまではまだはっきりしていない。例えば政令の改正とか、表現ぶりの改正とか、そこまで具体的な話はまだお考えではないということか。

(総務省) 今、例えば旅費の資金前渡払いということについて、あるいは例えば他の都道府県の警察職員に対しての被疑者の護送経費ということでの地方自治法施行令第161条第1項の16号の経費、こういったものについて、いわば事後的な資金前渡という形での整理は既に行われているため、それと同様の整理で考えたいと思っている。

(高橋部会長) そうすると、政令の改正などは必要ないということか。

(総務省) 必要ないと考えている。

(高橋部会長) それがわかるようにしてくれないと困る。先ほどの周知の話で、特に災害のときなので、いざというときにそれを知らないと活用できないという話だと思うので、何らかの形で災害時にそういうことがちゃんとわかって活用できるような周知について、どのようにお考えか。

(総務省) 現在、今のような考え方の場合に、例えば会計上あるいは運用上にどのような課題があるのかないのかというあたりについて幾つかの自治体にも聞いているので、そういったことを取りまとめの上、年度内ぐらいには何らかの留意点について運用通知みたいな形で発出したいと考えている。

(高橋部会長) 通知だけではなくて、災害マニュアルみたいなものに入れてもらおうと。それは内閣府と連携しないと、災害部門と連携しないとだめか。

(総務省) 災害対応マニュアルみたいなものは各自治体でいろいろな形で作成をされているので、必要に応じて私どもがお知らせしたことをそれぞれの自治体の災害基本計画やマニュアル、等に入れていただくということは当然あり得ると思う。

(伊藤構成員) 繰り返しになるが、今回の提案があったのは、まず最初に立替払いをつくってくれという話だったが、恐らく世間一般でイメージする立替払いという言葉と御説明にあった資金前渡というのは、実質的には変わらない部分がある。災害時の資金の支払いの仕方では解消できる場所があると思うが、そこら辺の自治体の誤解があると思うので、それは紛れのないように通知等に盛り込んでいただきたい。

我々、そういう世界にいない人も見ると非常にわかりづらい。これは実質立替払いではないのかという話が出てきてしまうところもあるので、そこはきちんと明確にしていきたい。

(総務省) しかるべく対応させていただきたい。

(大橋部会長代理) 今、提案団体の文書などを見ていたが、資金前渡などがあってもなかなかそれにはよりがたいう頭で提案が出てきているようで、特に先ほどおっしゃった旅費などの場合にはある程度予定も立つし、旅費の規模もわかるが、災害のときには、災害の規模とか種類によってどれぐらいの前渡をしなければいけないとか、現場の職員の方がその現金納入のようなことを実際に請求されるかということは、架空の世界の話ではなくて既に災害を経験して実例があったことに基づく提案なので、あったことに対してのボリュームとか時間的な緊迫度に対応できるような制度設計をぜひお願いしたい。

(総務省) しかるべく検討させていただきたい。

<通番 39 : 審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会への諮問手続の廃止 (内閣府、総務省)>

(高橋部会長) 総務省に聞くが、個別法で負担金というふうにならした場合に、行政不服審査法上、そのような取り扱いにしたという実質的な根拠はどちらにあるのか。

(総務省) 例えば土地改良法の場合には、具体的には91条5項というところで、これこれを限度として、地方自治法第224条の分担金を徴収することができるという規定をしており、当該徴収されるお金の性質が地方自治法224条の分担金であるということで、地方自治法に戻ってくるということになる。

(高橋部会長) 分担金と書いてあっても、それを明らかに地方自治法上の分担金と位置づけられない限りは、地方自治法上の分担金にならないということか。

(総務省) その場合に、当該お金の性質が地方自治法上のそれぞれに規定されているものと同一なのかどうかというところで、解釈上、同一であることが示されることもあり得るのではないかとは思いますが、このように少なくとも明示的に書いてある場合はそうではないかということをお願いしたところ。

(高橋部会長) 子ども・子育て法の分担金については、明示的に地方自治法上との整理についての規定はない。土地改良法であれば、そこは地方自治法上の分担金という明確な規定があると。その場合、地方自治法上の分担金に当たらない根拠は、子ども・子育ての法律の分担金と地方自治法上の分担金と性格が違うのか。その実質的な理由をもう少し深掘りして説明していただけるとすっと落ちるのだが。

(総務省) 實際上、そこは各個別法を所管している各個別省庁の当該徴収金の解釈になろうかと思ひ、総務省というよりは内閣府子ども・子育て本部さんからの話になる。

(高橋部会長) では、内閣府に聞くが、これは何で地方自治法上の分担金ではないのか。

(内閣府) 私から説明するとしたら、子ども・子育て支援法で利用者の負担がどのように位置づけられているかという説明になろうかと思う。(別紙の)左側の絵をご覧いただきたいが、こちらが幼稚園、認定こども園、公立保育所における利用者と施設、それから、市町村の関係を示しているもの。一番下のところに利用者が左側、右側に教育・保育施設と書いてある。この両者の間で契約を結んで、教育・保育施設は学校教育・保育の提供をする、利用者は利用者負担を支払うことになっている。

市町村のかかわり方については、真ん中にあるように、利用支援、あっせん、要請、調整、措置などはあるが、それ以外には利用者負担額の決定を行う。それから、点線で書いてあるのが個人給付になるが、子ども・子育て支援法において、こういった施設を利用する場合については、個人に対する給付という形で費用負担を行うというふうになっている。ただ、実際には右側に実線の矢印が書かれているが、法定の代理受領ということで、直接施設に支払われる仕組みになっている。利用者の負担としては、当該施設を利用することに伴う利用者負担として位置づけられている。

(高橋部会長) 私立保育所は。

(内閣府) 私立保育所については、契約関係の主体が異なっており、利用者と市町村との間で契約が結ばれている。利用者は市町村に対して保育料を支払う。市町村は私立の保育所に対して委託契約を結んで委託費を支払う。私立の保育所は保育の提供を利用者に行う仕組みになっている。

(高橋部会長) 私の間違いでなければ、それが分担金という話ですよ。それが地方自治法上の分担金に当たらない実質的な理由は何でしょう。

(内閣府) 地方自治法上の分担金の定義について、内閣府で解釈する立場にないが、私の理解ですけれども、市町村から委託契約によって私立保育所に対して委託費を払っているが、そのうちの保育の実施に係る費用の一部を利用者から保育料として徴収していることによるものかと思う。

(高橋部会長) そうすると、通常と違うということか。

今、気がついたが、これを突き詰めると両方とも諮問が要りそうな、提案団体から言うと逆の話になってしまうので余り詰めたくないが、そういう意味では、同じ保育なのに公立と私立で不服申立てをしたときのやり方が違うことについて、国民に対して分かりやすく丁寧に説明していただくのは極めて重要なので、かつ、私立保育所についても附則6条でこのように従前と変わらない取り扱いをしたことも踏まえると、違いについて利用者に対して説明が要ると思う。だから、分かりやすく説明していただく努力が要るのかなと思うので、よく事務局と相談して、分かりやすい説明をしていただければありがたい。ほかの先生方、いかがか。

(勢一構成員) 費用の性質で整理をされて、それぞれの不服申立ての仕組みが違うスタイルになっているというのは説明いただいて、理解した。

ただ、制度の仕組みとして、最後の不服申立てのところの担保まで含め制度が設計されているのだろうと思う。そうすると、制度の検討の段階で不服申立ての仕組みがこれだけ大きく変わるところについては、どういう理解で検討されてやむなしとされたのかという経緯がもしあれば、聞かせていただくと利用者側の理解も進むのではないかと思う。

(内閣府) 当時の経緯そのものを今、手元で把握しているわけではないが、その意味では、新たな仕組みをこのように作り、それが契約で利用者そのものが教育・保育施設を選ぶという観点で重視されて、新たな仕組みが始まった。ただ、不服申立てについて当時どのような整理がされたか、つぶさには把握していない。

一方で、国会審議の中で、市町村の保育への関与について、待機児童問題などが根強く残っている中で市町村がどういう関与をするかで大きな御議論もいただいたところであり、その結果、私立保育所については、従

来の仕組みが維持されることになり、その意味では制度が分かれていて、そういった点については先ほど部長からも御指摘があったが、利用者の方にしっかりと説明していく必要があるのかなと考えている。
(高橋部会長) とにかく制度的にそう仕切ってしまったので、それを動かすのもなかなか根拠が要る話だと思うが、しっかり丁寧に利用者に分かりやすく、理屈が一般の人にも我々にも分かるように丁寧に説明していく。説明する紙を作っていただくというのは極めて重要だと思うので、よろしく願いたい。
では、そういうことで、どうもありがとうございました。

<通番 40：試験研究を行う地方独立行政法人の業務の範囲に出資等を加える見直し（総務省）>

(高橋部会長) 提案団体の主旨からすれば、例外では出資の実質を担保できないという話だと思われる。そういった意味では、株式又は新株予約権の取得及び保有、出資など幅広く可能なように国立研究開発法人並びで検討いただくことが必要と考えるが、そういった検討はされるのか。

(総務省) 現在、提案団体である神奈川県にヒアリングの場、個別の聞き取りなどで聞くところによると、当面の間、提案団体で考えているのは既存施設の貸与等ということで、それに見合う対価として新株予約権を取得されることを考えていると発言されたと聞いている。したがって、提案団体が想定している内容が現行法で実施可能と解される範囲内の業務の対価としての新株予約権の保有にとどまるのか、あるいは現行法で実施できないところまでのことを予定しているのかについて、提案団体に確認をしているところ。法改正とそのスケジュール等の検討に当たってニーズを把握する必要があるため、できる限り早く回答をお願いしているところ。

(高橋部会長) 承知。提案団体について、当座の支障を解消する方向で検討いただくのは非常にありがたい。しかし、そもそも過去の提案から見ても、国の独法との自由度と地方の各種の法人の自由度は時間差がある場合があり、地方での様々な展開に追い付けていない状況がある。そういった意味で、今回のこの提案を契機に、試験研究を行う地方独立行政法人については制約が強いということがわかったので、国立研究開発法人と並びにさせていただくというのが一つの検討の在り方だと思うが、そういった検討はされるのか。

(総務省) 国立研究開発法人については、研究成果を活用する事業者への直接出資、ベンチャーキャピタルなどへの出資、研究成果の転移を行うようなコーディネーターへの出資のようなどころまで幅広く制度化されているところ。立法事実を踏まえて法改正ということを見ると、提案内容を踏まえ、試験研究を行う地方独立行政法人の方に具体的なニーズがどこまであるのかといった聞き取りをしており、一定の立法事実を踏まえた上で検討させていただきたいと考えている。

(高橋部会長) 立法事実がなければいけないという話だと思うが、立法事実を集めるということはされるということか。

(総務省) はい。

(高橋部会長) 提案内容を踏まえ、試験研究を行う地方独立行政法人にも幅広く調査いただきたい。今はなくても将来意欲的にこういったことをやりたいという意向もないかも含め、調べていただけないか。

(総務省) 将来の意向も含め、すべての試験研究を行う地方独立行政法人に調査をする予定。

(高橋部会長) スケジュール感は。

(総務省) 閣議決定に間に合うようなタイミングで刈り取れるように調査する。

(高橋部会長) 大変な数と思うが間に合うのか。

(総務省) 試験研究を行う地方独立行政法人は11法人しかないのです。

(高橋部会長) では、丁寧に聞き取り調査をしていただいて、とにかく神奈川県の支障解決には間に合わせていただくということ、神奈川県の提案をきっかけにして、将来の意向も含めてどんどこに制約があるかという立法事実について、11法人に丁寧に説明いただき、閣議決定を踏まえて結論を出していただくということか。

(総務省) はい。

(高橋部会長) 事務局はそれでよいか。

(福田参事官) 総務省とそのように連携していきたい。

(高橋部会長) では、ぜひそのような形で閣議決定に間に合うように。かつ、私はこの問題についてはなるべく広めに国並びでやってくれとずっと言ってきたので、国並びでいろいろやれるように積極的に努力いただきたい。

＜通番 41：公立大学法人の財産処分に係る定款変更における議会議決等の見直し（総務省、文部科学省）＞

（高橋部会長）実務上の話だが、同時に議決できるということは、財産納付がまだの段階でも定款変更について議決してもいいということか。つまり、財産納付について議決をもらうということはまだしていないわけだが、その段階でも定款変更も併せて同時に議決できるということではどうか。

（総務省）実際上の運用の事例を見ると、例えば定款変更の施行日と認可のあった日を同時とするような場合だと、不要財産納付と定款変更を同時に議決して、大臣認可を申請し、定款の変更を施行するということが、実際の不要財産納付については、議決から大臣認可までの間で実施されているケースがある。実際上は一番最後の大臣認可のところで行っているケースが多いようだが、その前の段階で不要財産納付が既になされていることも当然ある。

（高橋部会長）その辺はフローチャートみたいなものでこんなことも出来るということを説明してもらってと合理化になるのではと思う。

周知の方向性については、どのように考えているか。どのように周知されるのか。

（総務省）やり方については、事務連絡の形で地方団体宛てに、具体的には本年度中には文書で発出したいと考えている。運用上の取り扱いの疑問に回答するQAのような形がいいのかと今のところは思っているところだが、そのような形で文書で発出したいと思っている。

（高橋部会長）議会事務局との窓口みたいなのはあるのか。そこに出すのか。

（総務省）昨今、私どもの通知は地方部局と議会と両方に出す形にしているので、そのような形になるかと思っている。

（高橋部会長）了解した。それが一番現行の話としてはお願いできる話だと思うが、さて、二重議決の意味が独自だということをもうちょっと得心できるように御説明いただけるとありがたい。最初の財産納付の議会議決の意味は何か。

（総務省）不要財産納付をする、まさに特定の財産についての議決ということである。

（高橋部会長）でも、定款変更についても、その財産についてだけの変動だったら、まさに実質的な内容は一緒である。チェックする内容も一緒のような気がするが。

（総務省）そこはまさに不要財産を納付したことを契機に、定款に定めている業務の範囲あるいは執行の状況がどうなのかということについて、我々はそこに必要な見直しを加えながら対応していくということもあり得ると思うので、不要財産の納付をしたことが法人のあり方、基本的事項全体に与える影響も当然考え得るものである。そこは不要財産納付というシンプルな行為だけではなく、全体についての定款のあり方も考え得るところである。そこで議会の議決を別途求めているということで、その趣旨が違のかなと考えるところである。

（高橋部会長）でも、我々も法人を運営してきたが、財産を納付するというのは、その法人の運営方針の一つの大きな決定なので、全体の運営を見ないと財産納付が良いか悪いかみたいなものはコントロールできないのではないかと。定款だと法人全体の方針についてのチェックになるけれども、特定財産のところだと財産のそこしか見ないというのは、私はコントロールの実務としても何となく疑問があるが、そこは違うか。

（総務省）不要財産納付については、実際に全てのということではなくて、法律上求められている特定の財産についての不要財産ということなので、一番大事な財産だけに限った制度になっており、財産の範囲が違っていることも含め、定款のところについては影響してくるのではないかと考えるところである。

（高橋部会長代理）今回の提案が出てきているベースは、法律上、先ほど制度の趣旨としては2つの仕組みを作ったとしても、この事務処理案件に関して言えば、2つの手続が実質的には同一の審査を行うような内容になっているのではないかとということが根底にある制度変更なり負担軽減の話だと思う。

まず最初の不要財産納付では、特に大事な財産が抜けてもこの法人がきちんと当初の予定していた法人としての活動ができるかということを見て、後の定款変更では、定款変更といっても定款を全部変えるわけではなく、財産にかかる定款部分である。そうすると、ここでも財産が抜けたことによって法人としての機能が担保できるかということが審査項目なので、2つの案件については部会長が言ったように、相当内実が似た判断をしているものについて議会議決が2つそれぞれ別個に要求されることとなる。だからこそ、同時の議決などができたり、先ほど冒頭にあったような納付に関しての手続が2つ合わせて相当圧縮してできることになるのだらうというのが根底にあるような気がする。

方策としては、これはもう同じような内容なので、制度的に片方を省く形でやるか、もしそれでも2つ置い

ておくということであるとすれば、この案件に即した形で相当現場に無駄な手続や時間をかけないような知恵を運営上示して、形式上2つを要求することになっているとしても、実質的には1個の流れとして事務をしていけるような形での配慮をする必要がある。

制度的な哲学とか制度理念は初めに説明いただいたようなことなのだろうと思うが、そこだけ言っても平行線で、実態に合わせて議論すれば今述べたことかと思うので、そこを認識した上で、この手続も相当圧縮するなり、いろいろな知恵を入れて負担感を消すような努力を今回の提案を契機にしてもらいたいことなのかと思ったが、いかがか。

(総務省) 制度趣旨としては、それぞれの立法趣旨に即して手続が設けられているという理解はしているところである。ただ、御指摘のとおり負担のないような形で、確かに実際の運用上も一括審議をするなど、そういうことはしているのではないかと思うが、そこはできる限り負担なくスムーズに当該案件について審議ができるように、適切に助言をしてまいりたいと考えている。

(高橋部会長) 総務省なので、その辺りの自治体の負担軽減にどういう通知が一番良いのかどうかは良く分かっていると思う。工夫して、負担軽減に資するような通知にしてもらいたいと有り難い。

<通番 25：森林所有者等に関する固定資産税情報の利用可能な範囲の拡大（農林水産省）>

(高橋部会長) 前回から市町村において経営管理というのは極めて重要だと申し上げているが、状況変化もあるため、説明の中で例示をしていただいたものを参考に、法制的な検討を進めていただきたい。

一括法に間に合いそうか。

(農林水産省) 今、間に合わせるべく努力はしている。ただ、ここでできるとまでは言えない。

(高橋部会長) 事務局もぜひ連携して、こちらのスケジュールも示しながら、上手く閣議決定の中に位置付けられるように連携してやっていただきたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)